

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 243 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり歳入の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 7 年 5 月 12 日

上越市長 中 川 幹 太

記

- 1 委託事務の内容（委託をした歳入等）
交通公園におけるゴーカート使用料の徴収業務
- 2 委託先
名 称：公益社団法人 上越市シルバー人材センター
住所又は事務所の所在地：上越市西城町1丁目12番4号
- 3 法第243条の2第1項の規定による指定をした日
令和7年4月1日
- 4 委託期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで